

別冊 2

一般電気事業供給約款料金算定規則における事業者設定基準および燃料費調整制度に係る事項の届出補正書

北海道電力株式会社

(別 表)

一般電気事業供給約款料金算定規則	
第6条第5項	第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
	第6条第4項第2号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
	第6条第4項第4号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
	第6条第4項第5号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第8条第3項	送電・高圧配電関連固定費または送電・高圧配電関連可変費への配分基準
	送電・高圧配電非関連固定費または送電・高圧配電非関連可変費への配分基準
第9条第2項	第9条第1項に規定する値に代わるものとして設定した値
第9条の2第2項	第9条第1項に規定する値に代わるものとして設定した値
第12条第2項	託送収益(電源線に係る収益を除く。)および事業者間精算収益の送電・高圧配電関連固定費, 送電・高圧配電関連可変費および需要家費への配分基準
第12条の2第2項	託送収益(電源線に係る収益に限る。)の送電・高圧配電非関連固定費および送電・高圧配電非関連可変費への配分基準
第19条第3項	低圧需要原価等の差異を勘案して設定した基準
第21条第2項	燃料費調整制度における換算係数
第21条第4項	燃料費調整制度における基準調整単価

**第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準**  
**[第6条第5項関係]**

**1. 設定した基準**

項 目		配 分 基 準	整理分類
修繕費		各部門業務用建物（社有・借用計）床面積比	活動帰属基準
賃借料	機械賃借料	直課された各部門人員数比	〃
	上記以外の賃借料	各部門業務用建物（借用）床面積比	〃
委託費		各部門業務用建物（社有・借用計）床面積比	配 賦 基 準
固定資産税		各部門業務用建物（社有）床面積比	活動帰属基準
減価償却費		〃	〃
固定資産除却費		〃	〃
建設分担関連費振替額（貸方）		直課された各部門設備別建設費（帳簿原価）比	〃
株式交付費		各部門設備別建設費（帳簿価額）比	〃
株式交付費償却		〃	〃
社債発行費		〃	〃
社債発行費償却		〃	〃
電 気 事 業 報 酬	特定固定資産	〃	配 賦 基 準
	建設中の資産	〃	〃
	運転資本（営業資本）	各部門設備別建設費（帳簿原価）比	〃
	繰延償却資産	各部門設備別建設費（帳簿価額）比	〃

**2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由**

一般管理費等の配分にあたり、適切な整理を行うための配分基準として、別表第2第2表に定める基準に比べ、基礎原価等項目の発生についてより関連がみられるものについて上記基準を設定した。

第6条第4項第2号に規定する基準に代わるものとして設定した基準  
[第6条第5項関係]

1. 設定した基準

項 目	配 分 基 準	整理分類
役員給与	受電用変電および配電用変電の建設費（帳簿原価）比	配 賦 基 準
給料手当	〃	〃
給料手当振替額（貸方）	〃	〃
退職給与金	〃	〃
厚生費	〃	〃
雑給	〃	〃
消耗品費	〃	〃
損害保険料	受電用変電および配電用変電の建設費（帳簿価額）比	活動帰属基準
普及開発関係費	受電用変電および配電用変電の建設費（帳簿原価）比	配 賦 基 準
養成費	〃	〃
研究費	〃	〃
諸費	〃	〃
固定資産税	受電用変電および配電用変電の建設費（帳簿価額）比	活動帰属基準
雑税	受電用変電および配電用変電の建設費（帳簿原価）比	配 賦 基 準
減価償却費	受電用変電および配電用変電の建設費（帳簿価額）比	活動帰属基準
固定資産除却費	〃	〃
共有設備費等分担額	受電用変電および配電用変電の建設費（帳簿原価）比	配 賦 基 準
共有設備費等分担額（貸方）	〃	〃
建設分担関連費振替額（貸方）	〃	活動帰属基準
附帯事業営業費用分担 関連費振替額（貸方）	〃	配 賦 基 準
開発費	受電用変電および配電用変電の建設費（帳簿価額）比	〃
開発費償却	〃	〃
株式交付費	〃	活動帰属基準
株式交付費償却	〃	〃
社債発行費	〃	〃
社債発行費償却	〃	〃
法人税等	〃	配 賦 基 準
電気事業報酬	〃	〃

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

変電費の配分にあたり、適切な整理を行うための配分基準として、別表第2第2表に定める基準に比べ、基礎原価等項目の発生についてより関連がみられるものについて上記基準を設定した。

第6条第4項第4号に規定する基準に代わるものとして設定した基準  
[第6条第5項関係]

1. 設定した基準

第6条第4項第3号の規定により需要家費以外の配電費の部門に整理された第1次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、低圧配電設備の建設費(帳簿原価)および高圧配電設備の建設費(帳簿原価)の比率により、低圧配電費および高圧配電費に配分することとする。

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

需要家費以外の配電費の配分にあたり、適切な整理を行うための配分基準として、第6条第4項第4号に定める基準に比べ、基礎原価等項目の発生についてより関連がみられる上記基準を設定した。

第6条第4項第5号に規定する基準に代わるものとして設定した基準  
[第6条第5項関係]

1. 設定した基準

項 目	配 分 基 準	整理分類
修繕費	業務用建物（社有・借用計）床面積比	活動帰属基準
賃借料	業務用建物（借用）床面積比	〃
委託費	業務用建物（社有・借用計）床面積比	配 賦 基 準
固定資産税	業務用建物（社有）床面積比	活動帰属基準
減価償却費	〃	〃
固定資産除却費	〃	〃

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

販売費の配分にあたり、適切な整理を行うための配分基準として、別表第2第2表に定める基準に比べ、基礎原価等項目の発生についてより関連がみられるものについて上記基準を設定した。

送電・高圧配電関連固定費または送電・高圧配電関連可変費への配分基準  
 [第8条第3項関係]

	配 分 基 準
給料手当	送電・高圧配電関連固定費に配分する。
給料手当振替額（貸方）	〃
雑給	〃
消耗品費	水力発電費のうちのアンシラリーサービス費および火力発電費のうちのアンシラリーサービス費は送電・高圧配電関連固定費に配分する。総送電費、受電用変電サービス費、配電用変電サービス費、高圧配電費およびネットワーク給電費については、均等比率（1：1）で送電・高圧配電関連固定費と送電・高圧配電関連可変費に配分する。
修繕費	送電・高圧配電関連固定費に配分する。
託送料	契約実態に即して、電力量の多寡に応じて変動する料金は送電・高圧配電関連可変費に、それ以外は送電・高圧配電関連固定費に配分する。
事業者間精算費	送電・高圧配電関連可変費に配分する。
委託費	送電・高圧配電関連固定費に配分する。
養成費	〃
諸費	〃
地帯間購入送電費 （電源線に係る費用を除く。）	契約実態に即して、電力量の多寡に応じて変動する料金は送電・高圧配電関連可変費に、それ以外は送電・高圧配電関連固定費に配分する。
他社購入送電費 （電源線に係る費用を除く。）	〃
建設分担関連費振替額（貸方）	送電・高圧配電関連固定費に配分する。

送電・高圧配電関連固定費または送電・高圧配電関連可変費への配分基準  
[第8条第3項関係]

	配 分 基 準
附帯事業営業費用分担関連費振替額 (貸方)	送電・高圧配電関連固定費に配分する。
地帯間販売送電料 (電源線に係る収益を除く。)	契約実態に即して、電力量の多寡に応じて変動する料金は送電・高圧配電関連可変費に、それ以外は送電・高圧配電関連固定費に配分する。
他社販売送電料 (電源線に係る収益を除く。)	〃



送電・高圧配電非関連固定費または送電・高圧配電非関連可変費への配分基準  
[第8条第3項関係]

	配 分 基 準
給料手当（環境対策費を除く。）	送電・高圧配電非関連固定費に配分する。
給料手当振替額（貸方） （環境対策費を除く。）	〃
雑給（環境対策費を除く。）	〃
消耗品費（環境対策費を除く。）	水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費は、アンシラリーサービス費を加えたうえで、固定費と可変費の割合が均等比率（1：1）となるように配分する。火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費は、アンシラリーサービス費および環境対策費を加えたうえで、固定費と可変費の割合が均等比率（1：1）となるように配分する。総原子力発電費，総新エネルギー等発電費，低圧配電費および非ネットワーク給電費は，送電・高圧配電非関連固定費と送電・高圧配電非関連可変費の割合が均等比率（1：1）となるように配分する。
修繕費（環境対策費を除く。）	送電・高圧配電非関連固定費に配分する。
託送料	契約実態に即して，電力量の多寡に応じて変動する料金は送電・高圧配電非関連可変費に，それ以外は送電・高圧配電非関連固定費に配分する。
委託費（環境対策費を除く。）	送電・高圧配電非関連固定費に配分する。
養成費（環境対策費を除く。）	〃
諸費（環境対策費を除く。）	〃
地帯間購入電源費 （過去の使用済燃料に係る費用を除く。）	契約実態に即して，電力量の多寡に応じて変動する料金は送電・高圧配電非関連可変費に，それ以外は送電・高圧配電非関連固定費に配分する。
地帯間購入送電費 （電源線に係る費用に限る。）	〃
他社購入電源費 （過去の使用済燃料に係る費用および再エネ特措法交付金相当額を除く。）	〃
他社購入送電費 （電源線に係る費用に限る。）	〃
建設分担関連費振替額（貸方） （環境対策費を除く。）	送電・高圧配電非関連固定費に配分する。

送電・高圧配電非関連固定費または送電・高圧配電非関連可変費への配分基準  
 [第8条第3項関係]

	配 分 基 準
附帯事業営業費用分担関連費振替額 (貸方) (環境対策費を除く。)	送電・高圧配電非関連固定費に配分する。
地帯間販売電源料 (過去の使用済燃料に係る収益を除く。)	契約実態に即して、電力量の多寡に応じて変動する料金は送電・高圧配電非関連可変費に、それ以外は送電・高圧配電非関連固定費に配分する。
地帯間販売送電料 (電源線に係る収益に限る。)	〃
他社販売電源料 (過去の使用済燃料に係る収益を除く。)	〃
他社販売送電料 (電源線に係る収益に限る。)	〃

第9条第1項に規定する値に代わるものとして設定した値  
[第9条第2項関係]

1. 設定した値

	内 容
最大電力	第9条第1項第1号に掲げる最大電力のうち、特別高圧需要については昼間時間（8時から22時）に発生した値とし、夜間時間（昼間時間以外の時間）に発生した最大電力は考慮しないものとする。
口 数	<p>第10条第1項第1号ホに掲げる需要家費のうち、需要家設備に係る費用の配分については、第9条第6項第1号に定める割合を同条第1項第6号の値によらず、設備の差異、費用の発生の原因等を反映した値により算定するものとする。</p> <p>具体的には、配電設備のうち、架空電線路・地中電線路・電流制限器・計器に係る費用および屋内配線の調査・測定委託に係る費用については、各設備に対応する電圧区分に応じて整理するものとする。</p>

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

	理 由
最大電力	特別高圧需要における最大電力は、昼間時間からの負荷移行の結果、夜間時間に発生しているものの、最重負荷日における総需要の最大電力は昼間時間に発生しており、特別高圧需要における夜間時間に発生した最大電力は考慮しない方が適切な配分になると考えられるため上記値によることとした。
口 数	需要家費用の三需要種別への配分にあたり、設備の差異、費用の発生の原因等を反映するため上記値によることとした。

第9条第1項に規定する値に代わるものとして設定した値  
[第9条の2第2項関係]

1. 設定した値

発受電量	第10条第1項第2号ハに掲げる水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費，火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費，総原子力発電費および総新エネルギー等発電費ごとの送電・高圧配電非関連可変費の各合計額については，第9条の2第4項第4号の割合を第9条第1項第5号の値によらず，水力発受電量，火力発受電量，原子力発受電量および新エネルギー等発受電量の別に算定した値によりそれぞれ整理するものとする。
------	--

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

発受電量	水力・火力・原子力・新エネルギー等発電に係る送電・高圧配電非関連可変費の配分については，電源種別ごとの発受電量における各需要種別の占める割合の差異を反映して算定した方が，より適切な配分になると考えられるため上記値によることとした。
------	---

託送収益（電源線に係る収益を除く。）および事業者間精算収益の送電・高圧配電関連固定費，送電・高圧配電関連可変費および需要家費への配分基準  
 [第12条第2項関係]

託送収益（電源線に係る収益を除く。）および事業者間精算収益を，以下の配分基準により，送電・高圧配電関連固定費，送電・高圧配電関連可変費および需要家費に配分することとする。

1. 託送収益（電源線に係る収益を除く。）

	配分基準
送電・高圧配電関連固定費	第7条第1項の規定により整理された需要家費，第8条第1項の規定により整理された送電・高圧配電関連固定費および送電・高圧配電関連可変費の合計額のうち，第8条第1項の規定により整理された送電・高圧配電関連固定費の占める割合
送電・高圧配電関連可変費	第7条第1項の規定により整理された需要家費，第8条第1項の規定により整理された送電・高圧配電関連固定費および送電・高圧配電関連可変費の合計額のうち，第8条第1項の規定により整理された送電・高圧配電関連可変費の占める割合
需 要 家 費	第7条第1項の規定により整理された需要家費，第8条第1項の規定により整理された送電・高圧配電関連固定費および送電・高圧配電関連可変費の合計額のうち，第7条第1項の規定により整理された需要家費の占める割合

2. 事業者間精算収益

事 業 者 間 精 算 収 益	送電・高圧配電関連可変費に配分する。
-----------------	--------------------

託送収益（電源線に係る収益に限る。）の送電・高圧配電非関連固定費および送電・高圧配電非関連可変費への配分基準

[第12条の2第2項関係]

	配分基準
送電・高圧配電非関連固定費	第8条第2項の規定により整理された送電・高圧配電非関連固定費および送電・高圧配電非関連可変費の合計額のうち、第8条第2項の規定により整理された送電・高圧配電非関連固定費の占める割合
送電・高圧配電非関連可変費	第8条第2項の規定により整理された送電・高圧配電非関連固定費および送電・高圧配電非関連可変費の合計額のうち、第8条第2項の規定により整理された送電・高圧配電非関連可変費の占める割合

**低圧需要原価等の差異を勘案して設定した基準**  
**[第19条第3項関係]**

第19条第2項の規定による基準については、以下のとおり設定する。

**1. 契約種別**

契約種別は、低圧需要の原価等を基に、電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等の差異を勘案し、次のとおり定める。

需要種別	契約種別
低圧需要	定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力，農事用電力

**2. 料金制**

料金制は、需要電力が極めて小規模な需要については定額料金制を、それ以外の需要については最低料金制または基本料金と電力量料金を組み合わせた二部料金制を適用する。

なお、電灯需要の電力量料金については、原則として使用電力量を3段階に区分し、区分ごとに料金率が異なる3段階料金制（てい増料金制）を適用する。

**3. 料金率**

料金率は、低圧需要の原価に準拠し、これまでの料金制度の沿革、料金改定の趣旨に加え、電気の使用時間帯や季節別の使用傾向、使用原単位、期間、頻度等の電気の使用形態および計量方法等の供給原価を構成する要素を勘案し、各契約種別ごとの負担が公平となるよう定める。

(1) 基本料金率

基本料金率は、原則として1月を単位とし、使用する負荷設備、最大電流等を基準に定める。

なお、電力需要の基本料金率については、需要の力率差による供給原価の適切な負担や系統への影響度を反映させる。

(2) 電力量料金率

電灯需要の電力量料金率は、原則として使用電力量を3段階に区分し、次のとおり定める。

イ 第1段階の使用電力量の料金率については、ロの料金率よりも低廉なものとする。

ロ 第2段階の使用電力量の料金率については、おおむね平均費用にもとづくものとする。

ハ 第3段階の使用電力量の料金率については、限界費用の上昇傾向を反映したものとする。

ニ 第1段階と第2段階の使用電力量の区分は、生活必需的な使用量等を勘案し1需要家1月につき120キロワット時、第2段階と第3段階の使用電力量の区分は、供給区域における平均使用量等を勘案し1需要家1月につき280キロワット時とする。

燃料費調整制度における換算係数  
〔第21条第2項関係〕

石油	0.3627
石炭	0.9473



燃料費調整制度における基準調整単価  
〔第21条第4項関係〕

区 分	単 位	基 準 調 整 単 価
		円 銭 厘
(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯A		
電 灯		
20Wまで	1 灯	1 . 0 9 3
40Wまで	"	2 . 1 8 6
60Wまで	"	3 . 2 7 9
100Wまで	"	5 . 4 6 5
100W超過50Wまでごとに	"	2 . 7 3 2
小型機器		
50VAまでの機器	1 機器	1 . 6 3 3
100VAまでの機器	"	3 . 2 6 4
100VA超過50VAまでごとに	"	1 . 6 3 3
ロ. 臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1 契約	0 . 0 4 4
100VAまで1日につき	"	0 . 0 8 8
100VA超過500VAまで 100VAまでごとに1日につき	"	0 . 0 8 8
500VA超過1kVAまで1日につき	"	0 . 8 8 1
1kVA超過3kVAまで 1kVAまでごとに1日につき	"	0 . 8 8 1
ハ. 臨時電力		
1日につき	1 kW	0 . 9 2 6
ニ. 農事用電力（脱穀調整用） 〔附 則〕 1日につき		
0.5kW	1 契約	0 . 2 3 1
1kW	"	0 . 4 6 3
2kW	"	0 . 9 2 6
3kW	"	1 . 3 8 8
3kW超過1kW増すごとに	"	0 . 4 6 3
(2) 従量制供給	1 kWh	0 . 1 4 1